

## 西東京市立東小学校 学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

**1 基本的な考え方**

「いじめ」は、どの児童、どの学校でも起こり得るものであるという教職員共通認識のもと、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、児童の尊厳を保持等するために、速やかに組織的に解決を図っていく。

とりわけ、児童の尊い命が失われることがないように、早期発見・早期対応を基本として保護者・地域住民及び関係機関と連携して取り組んでいく。

**2 未然防止のための取組**

## (1) 児童・生徒への取組

- ・「いじめは絶対に許されない。」という風土や互いに助け合う優しい雰囲気作りの醸成
- ・道徳の授業、学級活動の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる」ための人権教育に関する取組として、副読本等を活用した「西東京市子ども条例」に関する教育活動の充実。
- ・児童がいじめについて学び、主体的に考え児童自身がいじめの防止を訴えるような児童会活動の推進
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう児童に対する情報モラル教育の充実
- ・長期休業期間前後を中心とした S O S の出し方に関する教育の全校実施や、児童全員面談の実施

## (2) 保護者・地域への取組

- ・いじめ防止のために、セーフティー教室や道徳授業地区公開講座等を活用した啓発活動等の推進
- ・情報モラル教育に関する啓蒙活動
- ・教室内のポスターや学校ホームページにおける「西東京市子ども条例」や「西東京あったか先生プロジェクト」の具体的内容の啓発と、学校・地域・家庭・関係機関との連携の強化

## (3) 関係機関との取組

- ・定期的にいじめ等に関する関係機関・団体や学校外における学童クラブ等と情報交換できる体制づくりと協力体制の構築

**3 早期発見のための取組**

- ・児童がいじめについて教職員に打ち明けられるよう児童と教職員の信頼関係の構築
- ・ふれあい月間や長期休業期間前後等の定期的なアンケート調査、教育相談の実施による早期のいじめの実態把握及び児童がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・月 2 回以上の校内委員会の開催や毎週の生活指導夕会におけるいじめ等に関する情報の共有化
- ・地域で活躍する民生・児童委員や学校外において児童の居場所となる関係機関・団体からいじめの兆候等についての情報提供を受け付ける教職員の明確化及びその広報活動

## 4 早期対応のための取組

### (1) 初期対応の取組

- ・いじめを発見した場合、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し全校体制での組織的な対応
- ・市教育委員会への報告とともに、関係諸機関等と連携した対応

### (2) 被害児童への支援

- ・いじめられた児童が、落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・いじめられた児童、及びいじめを知らせてきた児童の安全確保
- ・いじめられた児童の保護者への速やかな連絡及び保護者への的確な支援・助言
- ・保護者会等の実施を通じて保護者等の情報共有の機会の設置
- ・いじめ等により、心理的な配慮が必要な場合は、相談センターや保健所、医療機関等と連携した対応

### (3) 加害児童への指導

- ・教育的な配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童への指導
- ・スクールカウンセラー等による、いじめの背景を理解するための教育相談の実施
- ・いじめた児童が二度と同様の行為を行わないよう、人権感覚・規範意識等を高める生活指導や自らの行動を振り返らせる教育相談等の組織的な推進
- ・同様の行為を繰り返す場合など改善が見られない場合は、関係機関等連携した対応の推進

## 5 重大事態への対処

- ・いじめられた児童の安全の確保
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・速やかに教育委員会又は市長に報告し連携した対応の開始
- ・学校に派遣された関係諸機関や臨床心理士等と連携した対応
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については田無警察署と連携した対応
- ・重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査実施また市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査に対する協力
- ・重大事案の調査結果についての市条例第12条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）に対する協力

## 6 組織的な対応の在り方

### (1) 組織的な指導体制

- ・「校内委員会」「学校いじめ防止対策委員会」の定期的な実施
- ・「学校生活台帳」、「掲示板」の活用や生活指導連絡会における情報共有
- ・「西東京市子ども条例第9条」の理解に基づいた組織的な指導体制の構築

### (2) 相談体制

- ・教育委員会に配置されているスクールアドバイザーによる、いじめに関する通報等を受ける体制を充実させるとともに、西東京市教育相談センター等の相談先について定期的に児童、その保護者等への周知徹底

## 7 研修体制

- ・教職員の資質能力の向上を図るため、年間3回以上いじめ問題に関する教員研修会の実施
- ・「西東京あったか先生チェックシート」を活用した教職員の人権意識や当事者意識の向上・醸成と、「西東京市子ども条例」の理解やコーチングスキルの育成を目的とした研修の実施